

大和市告示第43号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

大和市長 古谷田 力

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱(平成22年大和市告示第61号)の一部を次のように改正する。

第4条中「A類疾病の」の次に「被接種者(18歳以上の者に限る。)又は」を加える。

第5条中「。)の予防接種については3,000円」を「。)の予防接種については4,000円」に改める。

第6条第1項ただし書中「場合」の次に「又はRSウイルス感染症の予防接種を実施する場合(当該予防接種の前に申請ができない特別な事情があるときに限る。)」を加える。

第7条中「申請者」を「当該申請者」に改める。

第10条第1項中「前条の」の次に「規定による」を、「より」の次に「当該」を加える。

第12条中「、既に」を「既に」に、「又は一部」を「若しくは一部」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第13条 第6条第1項の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年大和市条例第25号)及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年大和市規則第61号)の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第1 ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風(4種混合)の項及びヒトパピローマウイルス感染症(2価又は4価)の項を削り、同表ヒトパピローマウイルス感染症(9価)の項の次に次のように加える。

RSウイルス感染症	—	妊娠28週に至った日の翌日から妊娠37週に至る日までにある妊婦	32,560円
-----------	---	---------------------------------	---------

別表第1 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項中「9,009円」を「12,353円」に、「6,009円」を「8,353円」に改める。

別表第2中「第13条」を「第14条」に改める。

第2条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
17,655円
12,122円
13,233円
8,789円
7,744円
6,314円
5,489円
5,236円
13,299円
11,869円
9,339円
7,909円
9,339円
7,909円
9,603円
9,845円
8,415円
7,590円
12,507円
11,077円
10,252円
23,661円
22,231円
21,406円

10,087円
12,573円
30,041円
32,582円
費用免除者 5,478円 費用免除者以外の者 3,478円
費用免除者 16,973円 費用免除者以外の者 9,973円
費用免除者 12,375円 費用免除者以外の者 8,375円
費用免除者 23,628円 費用免除者以外の者 13,628円
費用免除者 9,108円 費用免除者以外の者 6,108円

(大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第3条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱(平成25年大和市告示第198号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、3,000円」を「4,000円を、帯状疱疹(乾燥組換え帯状疱疹ワクチン)の予防接種については10,000円を、帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン)の予防接種については3,000円」に改める。

第6条中「)を」の次に「当該」を加える。

第9条第1項中「前条の」の次に「規定による」を、「より」の次に「当該」を加える。

第10条中「前条の」を「前条第2項の規定による」に改める。

第11条中「又は一部」を「若しくは一部」に改める。

別表第1 ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風（4種混合）の項及びヒトパピローマウイルス感染症（2価又は4価）の項を削り、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項中「9,009円」を「12,353円」に、「6,009円」を「8,353円」に改め、同表帯状疱疹（乾燥組換え帯状疱疹ワクチン）の項中「帯状疱疹」を「帯状疱疹」に改める。

第4条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額	
	13,233円
	8,789円
	10,087円
	12,573円
	5,489円
	5,236円
	21,406円
	10,252円
	11,869円
	7,909円
	7,909円
	9,603円
	7,590円
	30,041円
費用免除者	12,375円
費用免除者以外	8,375円

円
費用免除者 23,628
円
費用免除者以外 13,628
円
費用免除者 9,108円
費用免除者以外 6,108
円

(大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第5条 大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱（令和元年大和市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第7条中「）を」の次に「当該」を加える。

第10条中「より」の次に「当該」を加える。

別表第1 ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風（4種混合）の項及びヒトパピローマウイルス感染症（2価又は4価）の項を削る。

第6条 大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
13,233円
11,803円
10,978円
8,789円
7,359円
6,534円
7,744円
6,314円
5,489円
5,236円
13,299円

11,869円
11,044円
9,339円
7,909円
7,084円
9,339円
7,909円
7,084円
9,603円
8,778円
9,845円
8,415円
7,590円
12,507円
11,077円
10,252円
23,661円
22,231円
21,406円
10,087円
9,262円
12,573円
11,748円
30,041円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、同年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の大和市予防接種費用の助成に関する要綱、第3条の規定による

改正後の大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱及び第5条の規定による改正後の大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱（以下「改正後の要綱」と総称する。）の規定による予防接種依頼書等の交付その他改正後の要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の要綱の規定は、施行日以後に実施する予防接種について適用し、施行日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。
- 4 第2条、第4条及び第6条の規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に実施する予防接種について適用し、同日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。